

お知らせ

保護者の皆様へお子様が
安心安全にスマートフォン
を利用するために

- ① 満18歳未満のお子様にスマートフォン等、インターネット接続機器を利用させる場合、保護者の方は次の点に十分注意してください。
- ② 適切にインターネットを利用
SNSを利用して、子ども達を言葉巧みに誘い出し、事件やトラブルに巻き込む深刻な事件が発生しています。インターネットに関する知識、情報モラルやコミュニケーション能力を親子で身につけ、正しく利用することが重要です。
- ③ 家庭のルールを作る
長時間利用によるネットの依存症も増加しています。適切な生活習慣が身につけられるようにお子様と一緒に話し合い、それぞれご家庭のルールを作りましょう。「利用時間は夜9時まで」等、ルールは具体的に決めることがポイントです。
- ④ フィルタリング等を設定
「フィルタリング」は、知識が十分でないお子様が、不用意に

違法・有害サイトにアクセスしないよう制限する機能です。子ども達が事件・事故に巻き込まれないようにスマートフォン等には必ず「フィルタリング」を設定してください。

実際に起きたトラブル事例を基に、予防法と対策法を「インターネットトラブル事例集（2018年度版）」として取りまとめましたので活用ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jieishu.html
（検索ワード：総務省インターネットトラブル事例集）

▽問い合わせ先

総務省北海道総合通信局
情報通信部 電気通信事業課
011-709-2311
（内線4704）

「個別労働紛争解決セミナー」が開催されます

雇用形態の多様化などに伴い、労働関係についての個々の労働者と事業主との間の紛争（「個別労働紛争」といいます。）が多くなっています。

本セミナーでは、事業主、企業の人事労務ご担当者を対象に、職場におけるハラスメント・有期労働契約等に係るトラブルの未然防

止、紛争解決への取組支援について、多数の個別労働紛争の解決に携わってこられた北海道紛争調整委員会に係るADR制度・機関の情報提供が予定されており、職場での個別労働紛争のトラブルを防止するために、是非、ご参加ください。

日時：令和2年2月19日（水）
13：30～15：45

場所：北海道第一合同庁舎2階講堂
定員：150名（先着順）
参加費：無料

申込方法：北海道労働局HPから本セミナーのリーフレットを印刷し、リーフレット裏面の申込書に必要事項を記入の上、FAXで申し込みください。

労働局HP
<https://site.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

▽問い合わせ先

北海道労働局雇用環境・均等部
指導課
011-709-2311
（内線3577）

自動車税種別割の住所変更をお忘れなく

自動車税種別割は、4月1日現在の登録に基づいて課税される税金です。

●引越して住所が変わったとき

等は、運輸支局で変更登録をしてくださいます。

次の場合は運輸支局で登録手続きが必要です。

- ・住所が変わったとき（変更登録）
- ・自動車を買ったとき
- （移転登録）
- ・自動車を使用しなくなったとき（抹消登録）

令和2年度の自動車税種別割納税通知書を確実にお届けするために、3月末までに手続きをお願いします。

●変更登録が間に合わないときは
北海道税務所自動車税部にご連絡いただくか、道税HPから自動車税種別割の住所変更手続きをしてくださいます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/address/index.htm>

▽問い合わせ先

北海道税務所自動車税部
011-746-1197



アイヌ施策広域相談事業を実施しています。

道では、アイヌ生活相談員の所在しない市町村に暮らすアイヌの人たちを対象に子弟の教育や文化の保存伝承、生活と雇用の安定といったアイヌ施策全般にわたる相談をお受けしています。

※その他の市町村に暮らすアイヌの人たちからの相談もお受けします。

- ・事業の開始時期：令和元年（2019年）12月9日（月）から
- ・相談受付時間：月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで
ただし、祝日、12月29日～1月3日を除く。
- ・広域相談員の配置場所：公益社団法人北海道アイヌ協会内
- ・相談の方法：広域相談員2名を配置し、面談、電話等による相談を実施。電話相談等の内容により、出張相談にも対応。

問 電話番号：0800 - 800 - 2378
e-mail：kouikisoudan@ainu-assn.or.jp

公営住宅入居希望者の募集について

公募 No.	団地名	住所	住宅 番号	建設 年度	タイプ	面積 (㎡)	月額収入による家賃(円)			
							0 ～104,000	104,001 ～123,000	123,001 ～139,000	139,001 ～158,000
1	あけぼの団地	重内 66-1	C303	H7	3LDK	74.99	24,900	28,800	32,900	37,100
2	ハマナス団地	元町 42-88	A202	H14	3LDK	73.57	25,200	29,000	33,200	37,500
3	ハマナス団地	元町 42-88	B305	H14	3LDK	73.57	25,200	29,000	33,200	37,500
4	しおさい団地	重内 972	2-2	S63	3LDK	66.76	17,500	18,800	18,800	18,800

●1次申込み 2月3日(月)～7日(金) ●2次申込み 2月10日(月)～20日(木)

※1次申込みで1つの住宅に対して複数の申込みがあった場合は、入居者選考委員会で住宅の困窮度等の判定審査により選考しますが、甲乙がつけ難い場合は抽選により決定いたします。

※2次申込みは、1次申込み終了後に申込みのなかった住宅に対して行い、入居選考は申込順で行います。

◇申込方法 役場管財係に連絡の上、関係書類(申込書など)を提出してください。

◇申込資格 ①住宅に困窮していることが明らかであること。②世帯の所得により算出した月額収入が15万8千円以下であること。③税金などに滞納がないこと。④本人または同居人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

◇その他 月額家賃は入居者全員の収入により決定します。

問 役場管財係(内線 57)

人権擁護委員を紹介します

問 役場戸籍住民係(内線 34)

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をする民間ボランティアです。現在約14,000名が法務大臣から委嘱され、全国の市町村に配置されています。



手塚春美さん



遠藤 由さん



藤谷 亘さん

任期満了に伴い、再任された遠藤由さん(元町)、藤谷亘さん(同)、新任の手塚春美さん(同)は、令和2年1月1日から3年間、人権相談や人権擁護啓発などの活動を行っていきます。